

北秋田市結婚生活応援金交付要綱

平成 30 年 6 月 21 日告示第 98 号

改正 令和 2 年 11 月 11 日告示第 162 号

改正 令和 2 年 12 月 25 日告示第 173 号

改正 令和 4 年 7 月 25 日告示第 111 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、北秋田市（以下「本市」という。）に居住する若者夫婦及びパートナーシップ関係にあるカップル（以下「夫婦等」という。）の結婚を寿ぎ、新生活を応援するため、結婚生活応援金（以下「応援金」という。）を交付することにより、未婚者の結婚並びに若者の定住及び出産を奨励し、もって市の活性化推進及び少子化対策に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 秋田県外から本市へ住民登録し居住することをいう。ただし、応援金の交付を希望する者が過去において本市に住民登録し居住したことがある場合は、本市を転出した日から 1 年以上経過した後、本市へ住民登録し居住することをいうものとする。
- (2) パートナーシップ関係にあるカップル 秋田県知事が、あきたパートナーシップ宣誓証明制度実施要綱（令和 4 年 4 月 1 日施行）の規定に基づきパートナーシップ関係にあることを証明した当事者双方をいう。

(対象者)

第 3 条 応援金の交付を受けることができる者は、平成 30 年 4 月 1 日以降に婚姻届又はあきたパートナーシップ宣誓書（以下「婚姻届等」という。）を提出した夫婦等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 婚姻届等が受理された日から起算して 1 年以内に夫婦等の双方が市内に居住し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき本市に住民登録を行っていること。
- (2) 婚姻及びパートナーシップ関係（以下「婚姻等」という。）を 3 年以上継続し、

かつ、夫婦等の双方が引き続き3年以上市内に居住する意思を有する旨を書面により市長へ提出していること。

(3) 婚姻届等が受理された日現在の夫婦等の年齢の合計が、80歳以下の者であること。

(4) 夫婦等の双方が本市及び従前の居住地において市税の滞納がないこと。

(5) 夫婦等の双方が北秋田市暴力団排除条例（平成24年北秋田市条例第3号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有していないこと。

(6) 夫婦等の双方が本市の結婚支援施策に協力できること。

(7) 夫婦等のいずれかがこの要綱に基づく応援金を受けたことがないこと。

（応援金の額）

第4条 応援金の額は、夫婦等1組当たり10万円とする。ただし、夫婦等のいずれかが北秋田市移住希望登録の登録者であり、本市に移住後3年以内に婚姻等をした場合は、10万円を加算する。

（交付申請）

第5条 応援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北秋田市結婚生活応援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、婚姻届等が受理された日から1年以内に市長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書、婚姻後の戸籍謄本、あきたパートナーシップ宣誓書受領証明書のうちいずれか

(2) 夫婦等の住民票

(3) 市税に滞納がないことを証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条の規定に基づく申請があった場合は、申請内容を審査し、交付の可否を決定し、北秋田市結婚生活応援金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（応援金の請求及び交付）

第7条 応援金の交付決定を受けた者は、北秋田市結婚生活応援金請求書（様式第3号）により、応援金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、

適正と認めた場合は、応援金を交付するものとする。

(応援金の返還)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による応援金の交付の決定を取消し、又は既に交付した応援金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為により応援金の交付を受けたと認められるとき。

(2) 夫婦等の双方が市内に生活実態がないと認められたとき。

(3) 夫婦等の双方が交付申請書の申請日から起算して3年以内に他の市区町村に転出したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

2 前項の規定による返還額及び方法については、別表のとおりとする。

3 前2項の規定による応援金の返還を求める場合は、北秋田市結婚生活応援金返還命令書(様式第4号)により申請者に命じるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(令和2年11月11日告示第162号)

この告示は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和2年12月25日告示第173号)

この告示は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和4年7月25日告示第111号)

この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第8条関係）

返還事由	返還金額	返還方法
虚偽の申請その他不正な行為により応援金の交付を受けたとき	交付額の全額	返還命令を受けた日から3ヵ月以内に一括返還すること
夫婦等の双方が市内に生活実態がないと認められたとき	応援金交付後	
	1年以内 交付額の全額	
	2年以内 交付額の60%	
夫婦等の双方が交付申請書の提出日から起算して3年以内に他の市区町村に転出したとき	3年以内 交付額の30%	
	応援金交付後	
	1年以内 交付額の全額	
市長が不適当と認めたとき	2年以内 交付額の60%	
	3年以内 交付額の30%	
	交付額の全額	